

議員提出第38号議案

神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年10月25日提出

提出者 神戸市会議員

北山順一	安井俊彦	平野昌司
安達和彦	守屋隆司	坊やすなが
むらの誠一	坊池正	平井真千子
山口由美	佐藤公彦	河南ただかず
長瀬たけし	しらくに高太郎	山下てんせい
五島大亮	植中雅子	かわべ宣宏
岡田ゆうじ	吉田健吾	上嶋寛弘
高橋としえ	住本かずのり	外海開三
三木しんじろう	黒田武志	山本のりかず

神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第5号中「神戸市職員労働組合,」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

総務財政委員会及び決算特別委員会での審査を通して、神戸市職員労働組合（以下「市職労」という。）が、新規採用職員研修後の会場を利用して組合勧誘活動をしている実態が明らかとなった。さらに長年、同研修において、市職労委員長が講師を務め、研修終了後に組合勧誘活動を行っていたことも判明した。このような研修と一体化した組合勧誘活動は、新規採用職員に誤解を与え、組合加入の自由を奪うものであり、不適切であったことを行財政局が認めた通りである。

神戸市は、ユニオン・ショップ協定を締結しておらず、本来、労働組合又は

職員団体への加入については、職員個人の自由意思が担保された状態で、職員が自由に判断すべきものである。

しかるに上記のとおり、市職労に関しては、委員長による、研修と一体化した組合勧誘活動によって、職員の自由意思に基づく加入が阻害されている可能性が高く、チェック・オフについても職員の意思に反して行われている場合があることを否定できない。

この状態は、神戸市職員の給与に関する条例によって市職労の組合費に対するチェック・オフが行われている限り改善できない。

そもそも、チェック・オフに関する最高裁判所の判例は、使用者が労働者の賃金から組合費等を控除することができる根拠を、労使間の賃金控除協定のみならず、労働者が使用者に対して支払委任を行うことに求めており、組合員たる労働者がチェック・オフを受忍すべき義務を負うものではないと解されている。この機にチェック・オフを廃止することで、市職労に対する便宜供与により、なれ合いが生じている不健全な労使関係を正し、もって市政に対する市民の信頼を得ることになる。

以上のことから、市職労の組合費に対するチェック・オフを廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の給与に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、給与から
控除することができる。

(1)～(4) 略

(5) 神戸市職員労働組合、神戸市立高等学校
教職員組合及び神戸市教職員組合の組合費

(6)～(9) 略
